

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第十五号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二百四十八の三の項の次に次のように加える。

二百	汚染土壌処	土壌汚染対策法（平成十四年法律	二十四万円	許可申請
四十	理業許可申	第五十三号）第二十二條第一項の		のとき。
八の	請手数料	規定に基づく汚染土壌処理業の許		
四		可の申請に対する審査		

### 附 則

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（汚染土壌処理業許可申請手数料に関する規定の読替え）

2 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一の二百四十八の四の項の規定の適用については、同項中「土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項」とあるのは、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第二條第一項」とする。